

青年部

上青連 親善スポーツ大会 開催
結果は。。。益城チームが優勝しました！

去る平成25年12月1日(日)、山都町の町営浜町体育館において、上益城地区商工会青年部連絡協議会の親善スポーツ大会が開催されました。協議はバドミントン大会で、チーム編成は商工会対抗戦による上益城郡5町で行われました。競技方法はダブルスの各チーム団体総当たり戦で、1試合15点のセットマッチを各チーム4試合実施。

親善試合ですが、各チーム優勝目指して奮闘した結果、順調に勝利を重ねてきた益城町チームが見事に優勝を勝ち取りました！

試合終了後、親睦会を兼ねた忘年会が開催され、各町それぞれの部員が懇親を深めていました。

中小・小規模企業にとっては厳しい経済情勢が続いていますが、若手経営者・後継者が各々の地域で将来の中核となるべく日々頑張っています。

青年部に未加入(40歳以下の商工会員または会員本人の後継者)の方はぜひ加入をご検討いただきたいと思ひます。



女性部

平成25年度 町社協『ボランティアまつり』商工会女性部がEM菌泥だんご作り参加

平成25年11月17日(日)、町社会福祉協議会主催により町民体育館で開催された『ボランティアまつり』に商工会女性部も参加しました。このイベントは、町内小中学校の生徒さんたちによるボランティア体験発表、大道芸やマジックショーをはじめ、バザーや野菜の販売など盛りだくさんの企画の中で多くの来場者で賑わっていました。



商工会女性部では『EM菌泥だんご作り体験』を担当し、多くの子供たちの参加の中、みんなでだんご作りを行い、環境保護に対する意識を実際の体験により学習していただきました。

会場ではさらにお楽しみ抽選会が開催されるなど、終日楽しめる催しが行われ大変な盛況のなかで終了しました。

商工会女性部では、当日作ったEM菌泥だんごを川に放流し、河川の清浄化に積極的に取り組みました。

今すぐ商工会へ！GO！！
経営力UPのお手伝いをします
～事業計画書作成支援～

次のような事業計画書の作成支援をいたします

- 融資を受ける場合の計画書作成
 - 創業計画書作成
 - 各種補助金申請書作成支援
 - 国・県の認定制度等へのチャレンジ
 - 自社改善計画書作成
- ※相談内容により対応できない場合もございます

商工会に設置されている経営指導員が事業計画書作成の支援を行います。ご相談内容によって専門家を派遣して支援を行うなど、事業所の状況に合わせて対応を行います。

お問い合わせ

益城町商工会
☎096-286-2551

経営者にも退職金を！



小規模企業共済

小規模企業共済は国がつくった「経営者の退職金制度」です。

中小機構

共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。

事業資金等の貸付制度が利用できます。(担保・保証人は不要) 地震、台風、火災等の災害時にも貸付を受けられます。

廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。受け取り方法は一括・分割・併用のいずれかを選べます。

掛金は毎月1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べ、全額所得控除となります。

加入資格

常時使用する従業員が20人(商業とサービス業では5人)以下の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、会社等の役員、一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方です。

※制度内容等、詳しくは商工会までお問い合わせください。

ふるさと再発見

第二十五回



会場:木山横町(歩行者天国)
開催日:3月1日(土)・2日(日)



～助成金制度のご案内～

事業場内の最も低い時間給を、計画的に **800円以上** に引き上げる中小企業に対して、賃金引上げに資する業務改善を支援します

—支給要件—

- 1 賃金引上げ計画の策定
事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引上げ
- 2 1年当たりの賃金引上げ額が40円以上(就業規則等に規定)
- 3 引上げ後の賃金支払実績
- 4 業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取
- 5 賃金引上げに資する業務改善を行い、費用を支払うこと 等

支給額:5の経費の2分の1(上限100万円)

支給回数:賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給

申請先:熊本労働局

～支給対象経費例～

- 1 就業規則の作成や改訂(社会保険労務士への手数料)
- 2 賃金制度の整備
(賃金の引上げに伴う見直しのためのコンサルタント経費)
- 3 労働能率の増進に資する設備・機器の導入
(業務効率改善のためのPOSレジの導入、作業効率、安全性向上のための店舗改装、機器等の購入費用)
- 4 労働能率増進に資する研修
(新設備導入に必要な労働者への操作研修費用)

厚生労働省
熊本労働局

制度の詳細や申請ご希望の方は熊本労働局までお問い合わせください。

〒860-8514

熊本市西区春日2-10-1

熊本地方合同庁舎9階

TEL096-355-3202

(労働基準部 賃金室)

～税務署よりお知らせ～

平成26年1月から
記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

▶ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。
※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。
記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	



自宅からネットが便利

申告・納税 e-Tax

国税電子申告・納税システム

e-Tax ならこんなにいいこと!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

税務署に申告書・収支内訳書等を持参したり、郵送の必要がないので、便利で手間が省けます。



e-Tax を利用するには

1

電子証明書
の取得
(手数料が必要です。)

2

ICカード
リーダライタの
購入

3

国税庁ホームページの
「確定申告書等
作成コーナー」へ